

今回の消防活動に対する評価等を踏まえた今後の対策（たたき台）

- 1 三芳町倉庫火災建物の 2 階のように外壁開口部が少ない部分において、消防隊が屋外から早期に屋内に進入するなどの活動を行うためには、開口部等の進入経路をあらかじめ確保することについて検討が必要ではないか。
- 2 上記 1 の外壁開口部があったとしても、建物中央部などに消防隊が効果的に注水等することが困難な場合もあることから、これを可能とするための設備について検討が必要ではないか。
- 3 各消防本部の管轄区域内にある大規模倉庫について、倉庫ごとに警防計画を策定し、それに基づき関係機関と連携した訓練を実施すべきではないか。
- 4 大規模倉庫の火災に対する消防活動について、各消防本部の消防力等の実態を踏まえた活動要領等を、あらかじめ定めておくことが必要ではないか。
- 5 大規模倉庫の火災では、広範囲・長時間活動する多数の消防部隊を運用することから、複数の指揮隊が効率的に活動するための仕組みを、あらかじめ定めておくことが必要ではないか。
- 6 地元建設業協会や個別の地元解体・建設事業者等との間で、外壁等の破壊及び水利の補充等に関する協定を、あらかじめ締結しておくことが必要ではないか。
- 7 長時間の火災に伴う住民等の不安を緩和するため、消防活動の推移及び近隣住民への影響等に関するタイムリーな情報提供及び報道発表を行うためのマニュアル等を、あらかじめ定めておくことが必要ではないか。
- 8 災害現場においては、大規模または特殊な火災での活動経験を有する消防職員又は特殊な知識技術を有する有識者の助言が有効であることから、これらの知見等を全国的に活用できる仕組みを構築する必要があるのではないか。